

市民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対策について
(市長メッセージ)

令和2年3月18日

千 歳 市

市民生活や市内経済などに様々な影響を及ぼしている「新型コロナウイルス感染症」に関しまして、3月6日に続き、この議場をお借りし、今後の市の対策についてご報告とお願いを申し上げます。

(1 はじめに)

本市におきましては、2月28日に2例目となる市内在住の方の感染が確認されて以降、新たな感染者は確認されておらず、また、連日、感染者の確認が続いていた北海道内においても、昨日の3月17日は、26日ぶりに新たな感染者が確認されなかったところではありますが、全国的には感染者数は増加傾向にあり、依然として警戒を緩めることはできません。

新型コロナウイルス感染症は、市民生活に加え、市内経済に甚大な影響をもたらしておりますが、終息の見えない現状におきましては、感染拡大の防止が最優先と考えております。

このような状況の中、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、3月19日を目途に、これまでの対策の効果について判断を示す予定となっており、国及び北海道からも、3月20日以降の感染拡大防止に向けた方針が示されるものとして、注視しているところであります。

(2 公共施設について)

公共施設について申し上げます。

感染拡大を防止し、市民の健康と安全を守るための措置として、3月19日まで臨時休館とした、スポーツ施設や文化施設のほか、貸館を主目的としたコミュニティーセンターなどの公共施設については、全国的に感染者数が増加していることを踏まえ、3月24日まで休館期間を延長することといたしました。

なお、千歳市立図書館については、3月20日から、事前予約による図書の貸出のみ実施いたしますが、他の公共施設等の開館・休

館情報については、後段に添付しております別紙資料をご参照願います。

市民の皆様には、スポーツや文化活動などを再開されることを心待ちにされていたことと存じますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（３ 小中学校について）

小中学校について申し上げます。

３月２４日までの間、臨時休校している市内の小中学校につきましては、３月１０日から、子どもたちの健康観察や学習への取組状況の確認などを目的とし、校内の消毒や、子ども同士の距離を適切にとるなどの感染予防対策に十分配慮した上で、順次、分散登校を実施しております。

分散登校は、児童生徒数などの状況により、学年やクラスごと、若しくは地域ごとなどに分散し、１回６０分程度の短時間で実施しております。

中学校の卒業式については、３月１３日、保護者の出席をご遠慮いただくなか実施し、皆様のご理解とご協力により、大きな混乱も無く執り行うことができました。

今後、小学校及び北進小中学校についても、同様の卒業式を予定しておりますが、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

（４ 幼児教育・保育施設等について）

幼児教育・保育施設等について申し上げます。

認定こども園、保育所、学童クラブ及び児童館などの幼児教育・保育施設等につきましては、感染拡大の防止策として、保護者の皆様に対し、可能な限り、利用の自粛をお願いしているところであり、登園自粛分の保育料や学童クラブ保護者負担金については減額の

措置を講じてまいります。

感染拡大の防止対策に伴い、お子様をはじめ、保護者の皆様には、多大なるご負担をおかけしておりますが、引き続き、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、子育てに関する悩みや相談などについては、子育て支援センターや子育てに関する相談窓口を遠慮なくご活用していただきたいと思います。

（５ 生活困窮者対策について）

生活困窮者対策につきましては、国は、社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」の貸付対象者を、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、一時的に生活資金を必要とする方や、生活の困窮により日常生活の維持が困難な方にまで拡大し、無利子での貸し付けや貸付上限額の拡大、償還期間の延長、償還免除などの特例を設けて実施しております。

また、市では、減収により家計や仕事、住まいなど日常生活でお困りの方が、「生活困窮者自立支援制度」に基づき、適切に支援を受けられるよう、千歳市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、包括的な相談体制の強化に努めているところであり、福祉に関する相談窓口を遠慮なくご活用していただきたいと思います。

（６ 集団健診について）

集団健診につきましては、感染症予防対策を強化したうえで、母子保健事業である乳幼児については４月から実施する予定とし、成人については、例年どおり５月からの実施といたします。

（７ 市立千歳市民病院について）

市立千歳市民病院の対応につきましては、引き続き、院内での感染を防止するため、３月末までに予定している、急を要さない入院・手術などを、４月以降に延期しているほか、入院患者への面会

制限を継続しているところであります。

外来患者につきましても、発熱や呼吸器症状のある患者と他の患者が接触しないよう、受診時間や診療場所、待合場所を区別して診療を行っております。

また、定期的な受診の患者で、主治医が受診の延期が可能と判断する場合には、4月以降に受診いただくようお願いをしているほか、投薬のみで受診される患者につきましては、診療を短縮した処方箋のみの発行も行っております。

市民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、感染症拡大の防止と市民病院をご利用される皆様の安全を第一に考え、このような診療体制としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（8 補正予算の追加提案について）

補正予算の追加提案について申し上げます。

国は、3月10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」を決定し、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」、「学校の臨時休校に伴って生じる課題への対応」、「事業活動の縮小や雇用への対応」などの基本方針を示したほか、昨日、市議会自民党議員会からも、「新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算編成を求める要請」があったところであります。

市といたしましては、国の緊急対応策と連動し、「市内企業に対する資金繰り対策」及び「小中学校等の臨時休校によって生じた影響に対する対策」を2本柱とする補正予算の編成作業に着手したところであります。

補正予算の主な内容といたしましては、「市内企業に対する資金繰り対策」として、利子補給など新たな融資制度を創設します。

また、「小中学校等の臨時休校によって生じた影響への対策」として、給食費の返還に伴う費用を措置するとともに、認定こども園や学童クラブなどの感染防止対策のほか、学童クラブの開所時間の

延長に伴う費用を計上してまいります。

さらに国は、「機動的に必要な経済財政政策を間髪入れずに講じる。」として、令和2年度予算における大型の補正予算についても示唆していることから、市といたしましても迅速かつ的確に対応してまいります。

(9 さいごに)

最後になりますが、感染拡大の防止を最優先とするため、やむを得ず、公共施設の閉鎖を3月24日まで延長したところではありますが、3月25日以降については、今後の国や北海道の動向を踏まえ、柔軟に対応し、随時、お知らせしてまいります。

また、小中学校の春休みの対応や入学式、さらには市が主催する4月以降の行事など、現時点において方針が未定の事項につきましても、適宜、決定し、その内容については、市のホームページや災害用のSNS、メール配信サービスなどを通じ、速やかに、市民の皆様へ最新の情報をお伝えしてまいります。

現在、日本全体で新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のための取組が行われており、市民の皆様一人ひとりの行動が非常に大きな力となります。このことから、引き続き、咳エチケットや手洗いの励行などの行動をとっていただきたいと考えております。

本市は、引き続き、国、北海道、医療機関、関係団体と連携を図り、感染拡大の防止に向けた取組を迅速かつ的確に行ってまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。